

処分対象者の違反行為の概要

処分対象者	主な違反行為
東邦亜鉛	<p>【廃棄物処理法第 12 条第 5 項】</p> <p>① 無許可の岡田興業に運搬を委託した。</p> <p>【廃棄物処理法第 12 条第 6 項】</p> <p>② 石井商事に、法定記載事項を満たさない契約書で運搬を委託した。</p> <p>③ 事業の範囲に鉱さいを含まない岡田興業・大野工業に、処分を委託した。</p>
石井商事	<p>④ ①に関し、東邦亜鉛から運賃を受け取り、岡田工務店を經由して岡田興業に支払うことで、東邦亜鉛の違反行為を助けた。</p> <p>⑤ ②に関し、東邦亜鉛から運賃を受け取り、岡田興業・大野工業まで運搬することで、東邦亜鉛の違反行為を助けた。</p> <p>⑥ ③に関し、処理費に相当する金銭（販売促進費）を、岡田興業・大野工業に支払うことで、東邦亜鉛の違反行為を助けた。</p>
岡田工務店	<p>⑦ ①に関し、石井商事から運賃を受け取り、岡田興業に支払うことで、東邦亜鉛の違反行為を助けた。</p> <p>⑧ ③に関し、処理費に相当する金銭（販売促進費）を石井商事から受け取り、岡田興業に支払うことで、東邦亜鉛の違反行為を助けた。</p>